

千葉県教育委員会会議議事録

令和2年度第3回会議（定例会）

1 期 日 令和2年6月24日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時06分

2 教育長及び出席委員

教育長 澤川 和宏
委員 井出 元
佐藤 眞理
岡本 毅
貞廣 齋子
花岡 伸和

3 出席職員

教 育 次 長 吉野美砂子
企画管理部
企画管理部 長 藤谷 誠
企画管理部 次長 長谷川 聡
教育総務課 長 浅尾 智康
企画管理部 副参事 兼
人事給与室 長 吉本 明広

教育振興部
教育振興部 長 中村 敏行
学校危機管理 監 望月 賢二
教育振興部 次長 萬谷 至康
生涯学習課 長 大森けい子
教職員課 長 酒井 昌史
教育振興部 副参事
体育課 長 富田 浩明
伊藤 政利

企画管理部
教育総務課人事給与室人事班 長 秋山 祥子
同 副主幹 片岡 紀之
教育政策課主幹兼教育広報室 長 金井 一喜

教育振興部
教職員課主幹兼管理室 長 増田武一郎
同 管理主事 山本 将秀
同 主幹兼任用室 長 鈴木 克之
同 管理主事 奥秋 裕司
体育課主幹兼スポーツ推進室 長 津田 亘彦
同 指導主事兼生涯スポーツ班 長 溝口 洋樹

事務局

企画管理部教育総務課	
主幹兼委員会室長	渡邊 尚久
同 副主幹	山口 聖剛
同 副主査	稲田 敏志
同 副主査	宮野 勝典

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 貞廣 斎子 委員

6 令和2年度第2回教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第18号議案及び第19号議案の議案2件と報告1の報告1件である。第19号議案は教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 審議事項

第18号議案 懲戒処分の指針の一部改正について

【企画管理部副参事兼人事給与室長】

議案資料1-1ページを御覧いただきたい。1の改正理由であるが、昨年6月に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正が公布され、このうち、いわゆるパワーハラスメントに関する規定が、本年6月1日から施行された。この改正により、職場においてパワーハラスメントを行ってはならないこと、職員が相談を行ったことを理由として当該職員に対し不利益な取扱いをしてはならないこと等が定められた。本件は、これらを踏まえてパワーハラスメント行為者への厳正な対処方針及び対処内容を示すため、これまで懲戒処分の指針に規定されていなかったパワーハラスメントに関する標準例を追加するものである。

2の改正内容のとおり、パワーハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給又は戒告、パワーハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワーハラスメントを繰り返した職員は、停職又は減給とし、パワーハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職又は減給とする。また、セクシュアルハラスメントの表記について文言の整理を併せて行う。

本改正は令和2年6月25日以降に発生した事案から適用する。

【澤川教育長】

これまで千葉県教育委員会はパワハラに対し、どのような指導・対応を行ってきたのか。また、過去の処分例はあるのか。

【企画管理部副参事兼人事給与室長】

これまでは懲戒処分の指針にパワハラ標準例はなかったが、信用失墜行為や全体の奉仕者たるにふさわしくない行為にあたるものは非違行為として対応してきた。千葉県教育委員会において、パワハラによる懲戒処分の例はない。

【澤川教育長】

パワハラを新しい概念として禁止をするのか、それともこれまでの方針を確認しているもの

なのか。

【企画管理部副参事兼人事給与室長】

これまでもパワハラ要綱があり、軽微なものは助言・注意・指導を行い、信用失墜行為等に該当するものは懲戒処分の対象としてきた。

【澤川教育長】

これまで、要綱に基づき教職員にパワハラが禁止であることを伝えていたのか。

【企画管理部副参事兼人事給与室長】

パワハラ禁止については、これまでも要綱を定めるなど取り組んできた。今回の法の改正を踏まえ、改めて懲戒処分の指針に明記したものである。

【澤川教育長】

パワハラをしてはいけないというのは倫理的なもので、信用失墜行為に該当しない場合は、パワハラ行為として処分ができなかったということか。

【企画管理部副参事兼人事給与室長】

懲戒処分の指針の標準例にない非違行為についても個別に判断し、懲戒処分を含む措置を講ずることはできた。

【澤川教育長】

現場にはわかりやすい説明を行ってほしい。

【井出教育長職務代理者】

教職員にいかに重い処分になるかを周知することで、事故の重大さを啓発し事故抑制になる。

【澤川教育長】

今後の具体的な予定はどうなっているのか。

【企画管理部副参事兼人事給与室長】

教育委員会会議で議決後、直ちに各所属に通知を出すとともに、ホームページや研修会等で周知し、パワハラ防止に努めて参りたい。

【岡本委員】

パワハラ定義はどのようなものか。

【企画管理部副参事兼人事給与室長】

パワハラ定義は「優越的な関係を背景として行われ、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって職員の職場環境を害すること」である。

【岡本委員】

セクハラやパワハラは定義があるが、それ以外のマタハラ等にも対応できるように考えてほしい。

【企画管理部副参事兼人事給与室長】

各学校において、相談窓口を設け対応しているところである。

【佐藤委員】

相談窓口の第三者性や相談機能は職員を守る上で適切か。

【企画管理部副参事兼人事給与室長】

相談窓口を5か所設置し、相談者が選べるようにしている。また、本人からだけでなく、上司や同僚からの相談に対応できるようにしている。

【佐藤委員】

相談の内容と数の把握が不十分ではないか。

【企画管理部副参事兼人事給与室長】

相談件数は集約しているが、内容の把握については検討する。

【花岡委員】

児童生徒からの訴えがあった場合、非違行為が認められなくても要綱に従い、パワハラとして扱うのか。また、窓口は各学校において統一されているのか。

【企画管理部副参事兼人事給与室長】

今回の指針については、パワハラは教職員間に限られる。ただし、教職員が児童生徒に対し、パワハラに類する言動を行う可能性があるため、対策として、教職員への注意喚起や啓発、児童生徒や保護者の相談に対応する体制づくりを進める。

【澤川教育長】

教員の児童生徒に対する暴言は体罰セクハラアンケートでわかり、状況によっては体罰として捉えられる。十分注意喚起を行ってきたのではないか。

【企画管理部副参事兼人事給与室長】

児童生徒への暴言等については体罰等として、個々に対応してきた。

【貞廣委員】

児童生徒に対する教員の行為を体罰として捉えると埋もれてしまうので、児童生徒との関係で生まれやすいということを、新しい概念として教員に意識してもらいたい。

【澤川教育長】

懲戒処分等の指針の前段階として、すべてのパワハラは許されないということ、仮に行われた場合の相談窓口の周知を行うとともに、児童生徒に対しても許されないことについて、事前の周知や指導を行ってほしい。

【澤川教育長】

第18号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第18号議案は、原案どおり可決する。

報告1 令和3年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について

【教職員課長】

令和3年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について報告する。報告資料の1ページを御覧いただきたい。(1)の志願状況であるが、募集人員の合計約1,725人に対し、志願者数の合計は5,564人となり、志願倍率は約3.2倍となった。志願者数の内訳は、小学校は

1, 671人で志願倍率は2.5倍、中学校と中高共通枠は2,871人で志願倍率は3.5倍、特別支援教育は495人で志願倍率は2.6倍、養護教諭の一般選考については、333人で志願倍率は9.5倍であった。また、(2)の会場別志願状況のうち、県外2会場については、盛岡会場が190人、名古屋臨時会場では78人の志願があった。昨年度の志願者数と比較して、今年度、小学校で314人、中学校と中高共通枠では188人の減少となり、志願者総数で467人の減少となった。中でも、小学校や中高社会・理科などの志願者の減少が大きく、優秀な人材確保の観点から大きな課題と捉え、現在その原因について分析を進め、今後の対策とともに検討しているところである。2の今後の日程であるが、第1次選考を7月12日(日)、第2次選考は8月16日から行い、最終合格発表は10月中旬を予定している。

【貞廣委員】

志願倍率3倍の確保はしたい。小学校はしばらく減少傾向にあり、2.5倍は衝撃的な数値である。教員になってほしいと思う学生が教員にならず、民間企業にとられてしまう。教育委員会と協力しながら、優秀な若者が志願するような環境をつくっていききたい。志願者減少の要因として、教員へのブラックなイメージがつきすぎていること、教員の仕事は創造性や革新性を持たないと思われていることがあげられる。経済的な利潤を生む民間企業の方がよいというイメージを共有しており、教員の魅力が伝わりきれていない。伝えるタイミングも1、2年生の進路に迷っている段階で魅力を伝えるべきである。講演会よりも、若手又は中堅の先生の話聞き、自分にも活躍の余地があると考え直す機会をつくる必要がある。私も関わりながら、倍率を2.7~2.8へ上げていきたい。

【澤川教育長】

小学校の倍率には残念な思いである。若手教員にどう伝えていくかが鍵であり、民間企業に負けないよう努力してほしい。

【岡本委員】

養護教諭の志願倍率が高い理由は何か。

【教職員課長】

養護教諭は募集枠が少なく、例年優秀な志願者も多くいる。小学校の併願などにも取り組んできているところだが、養護教諭志望が強い。今後、大学生等にアンケート調査を行い、その結果を活用していければと思う。

【澤川教育長】

もともと高く、しばらく高止まりで来ているのが養護教諭の特質ということであろう。第1次選考、第2次選考ではコロナウイルスの感染防止対策に万全を期していただきたい。状況によっては臨機応変な対応を予め準備していただきたい。

報告1は終了。

<傍聴・報道 退出>

第19号議案 千葉県スポーツ推進審議会委員の任命について

【体育課長】

議案資料9-1ページ「附属機関の概要」を御覧いただきたい。本審議会は「千葉県スポーツ推進審議会条例」に基づき設置されており、業務内容は「千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定するとともに、その進捗状況やスポーツの推進に関する重要事項について調査審議するものである。委員は10名で構成され、任期は2年となっており、今年度が改選期に当たる。

選考に係る考え方として、スポーツに関し学識経験を有する者のうちから、知事の意見を聴いた上で教育委員会が任命することとなっている。議案資料9-2ページ「千葉県スポーツ推進審議会委員名簿（案）」及び9-3ページ「千葉県スポーツ推進審議会 新（案）及び現委員名簿」を御覧いただきたい。今回の改選に当たり9名の委員が再任、1名の委員が新任となる。再任の委員については、いずれも2年間の出席率が良好で在任期間は10年を超えておらず、引き続きそれぞれの立場や専門性を活かし、本県の体育・スポーツの推進に係る御意見をいただきたいと考えている。本間氏は、オリンピック経験者としての専門的な経験から有益な御意見をいただいていたが、県職員であることから、今回委員への選出を見直すこととした。

新任委員の藤井和彦氏について説明する。議案資料9-4ページを御覧いただきたい。現在、白鷗大学教授として活躍されており、スポーツ環境の整備や地域スポーツの推進に精通している。藤井氏は千葉県の出身であり、千葉大学非常勤講師をはじめ、本県で開催されたスポーツ指導者養成に関する様々な講習会の講師を務めるなど、本県のスポーツ事情を熟知されており、県民の「豊かなスポーツライフの実現」という観点から有益な御意見を伺えるものと考えている。前任の本間氏とは、専門分野が違っているが、本県の現状、将来を見据え、今後生涯スポーツの更なる充実に重きを置いて取り組む必要があること等から、藤井氏を選出した。

【澤川教育長】

第19号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第19号議案は、原案どおり可決する。

9 教育長閉会宣告